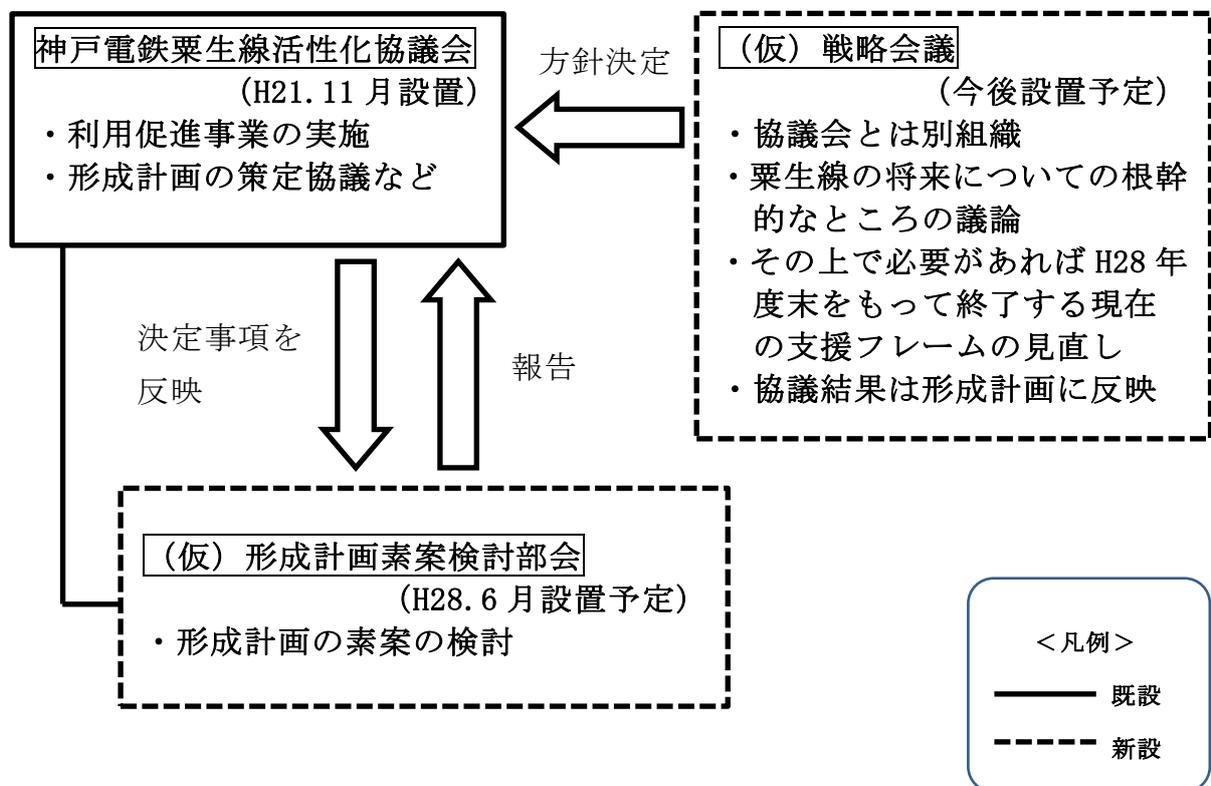


議事２号 「(仮) 形成計画素案検討部会」の設置について

本協議会において「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」の策定に関し必要な協議を行うに当たり、実務的な部分についてより綿密に協議を行っていきけるよう、機動性を持って取り組める体制を構築するため、協議会規約第10条の規定に基づき、協議会に「(仮) 形成計画素案検討部会」を設置する。

[組織図 (案)]



(注) 前回協議会において、同じく協議会の部会として提案した「(仮) 利用促進部会」については、委員から出された意見等を踏まえ、設置しないこととする。

「(仮) 形成計画素案検討部会」について

1 設置目的

平成29年度以降における粟生線及び沿線地域の活性化を図るための新たな計画として、改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」の策定協議のベースとなる計画素案の検討及び策定を行うことを目的として設置する。

2 部会員及びオブザーバー (案)

根拠となる条項	部 会 員
法第6条第2項第1号 (計画を作成しようとする地方公共団体)	兵庫県 県土整備部 県土企画局 交通政策課が選任する者
	神戸市 住宅都市局 交通政策部 交通支援担当課長
	三木市 まちづくり部 交通政策課長
	小野市 総合政策部 交通政策グループ 課長
法第6条第2項第2号 (関係する公共交通事業者等)	神戸電鉄株式会社が選任する者
	神姫バス株式会社が選任する者
法第6条第2項第3号 (学識経験者)	国立大学法人 神戸大学 学長顧問

根拠となる条項	オブザーバー
法第6条第2項第3号 (当該地方公共団体が必要と認める者)	国土交通省 近畿運輸局が選任する者

※部会の事務局：三木市

3 設置時期

平成28年6月 (予定)

(平成28年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画策定事業))の国の交付決定が本年5月下旬～6月上旬(予定)であることから、当該交付決定後に設置)

4 検討内容

- (1) 「神戸電鉄粟生線地域公共交通総合連携計画」（平成25年度～平成28年度）の評価
 - 連携計画に掲げられた施策の進捗状況及び効果の確認
 - 連携計画の評価
- (2) 沿線公共交通の現状の整理
 - 現在の沿線公共交通の現状の把握及び課題の整理
- (3) さまざまな条件下での沿線公共交通の将来予測分析
 - 将来の需要予測データ等を踏まえた将来動向の予測分析
- (4) 沿線公共交通網の将来の姿の検討
 - 将来予測分析の結果を踏まえた現状の課題及び改善策の検討
 - 将来にわたって維持できる沿線公共交通網の将来の姿の検討
- (5) 地域公共交通網形成計画素案の策定
 - 粟生線沿線地域における公共交通維持のための基本方針及び目標の設定
 - 具体的な施策及び形成計画素案の策定

5 スケジュール（予定）

実施項目	4月	9月	12月	3月
(1) 「神戸電鉄粟生線地域公共交通総合連携計画」の評価	↔			
(2) 沿線公共交通の現状の整理	↔			
(3) さまざまな条件下での沿線公共交通の将来予測分析	↔			
(4) 沿線公共交通網の将来の姿の検討	↔			
(5) 地域公共交通網形成計画素案の策定	↔			素案最終調整
				計画策定

※計画素案の策定後、直後に開催する協議会の意見を聴き、沿線3市が最終策定